

官報

号外 昭和二十五年十二月七日

○第九回衆議院會議録第十号

昭和二十五年十二月六日(水曜日)

議事日程 第九号

午後一時開議

第一 岡野國務大臣不信任決議案

(推熊三郎君外二百二十七名提出)

(委員会審査省略要求事件)

第二 衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案(勝間田清一君外一名提出)

(委員会審査省略要求事件)

第三 予算委員長小坂善太郎君解任決議案(推熊三郎君外六十五名提出)

(委員会審査省略要求事件)

第四 特別鑑査復旧臨時措置法の

一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外二十八名提出)

本日(の会議に付した事件)

日程第二 衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案(勝間田清一君外一名提出)

日程第四 特別鑑査復旧臨時措置法の

一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外二十八名提出)

運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別鑑査復旧特別会計法案(内閣提出)

未復員者給與法の一部を改正する法律案(参議院提出)

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

国立学校設置法等の一部を改正する法律案(内閣友朋君外三十六名提出)

船員保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別鑑査復旧特別会計法案(内閣提出)

未復員者給與法の一部を改正する法律案(参議院提出)

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後三時四十分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 本日の議事日程第一及び第三は、提出者より撤回の申出がありましたから、日程から削除いたします。

第二 衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案(勝間田清一君外一名提出)

(委員会審査省略要求事件)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第二は提出者より委員会の審査省略の申出があります。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと仰ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。

日程第二、衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案を議題といたします。(拍手)提出者の趣旨弁明を許します。稲村順三君。

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

右決議する。

〔稲村順三君登壇〕

○稲村順三君 私は、日本社会党を代表して、ただいま上程になりました小坂善太郎君解任決議案の趣旨弁明をいたします。

まず決議案を朗読いたします。

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

衆議院予算委員長小坂善太郎君解任決議案

せざるを得ないのであります。なぜかと申し上げますれば、以上のように小坂君をしてかくせしめた原因は、小坂君の意思をもつてはいかんともしがたいほどにその根は深く、かつ強いのであります。私は小坂君に同情しつつも、その原因を除去するために、あえて小坂君をいけにえにしても国会の威信を保つため、小坂君の弾劾を通じてその真の原因と闘わねばならないと思ふのであります。(拍手)

しからば、小坂君が予算委員長として予算審議の過程においてとつたいかなる措置が糾弾されなければならないかと申し上げますれば、一々枚挙するにいとまがありませんが、そのおもなるものは大体次の四点であらうかと存ぜられます。

第一に、小坂君は委員長としての職責を忘れ、ひたすらに自党に忠実ならんとするあまり、帝国議會以来のよき慣習を全部無視して委員会を運営しようとしたところにあるのであります。

(拍手)もとより、われ／＼とて、帝国議會以来の慣習をすべてこれ尊重せよというのではありません。だが、予算という国の原動力ともいふべきものを審議するにあつて、幾多の先賢が心血を注いでつくり上げた慣習には、実に敬服すべきものが多々あります。たとへば予算案に対する質疑が打切られた場合、各党の決議決定を慎重ならしめるために、討論・採決に入るに先だつて一旦休憩し、相当の時間的余裕を持たせるがごときことであります。

(拍手)なかなか修正案がつくられる場合は、その完全にして合理的なものがつくり出ることによつて職金全体としての威信を高めるために、時間の

余地を残しているのではありません。(拍手)しかるに小坂君は、この慣習を勇敢にも破つて、質疑を、野党議員の出席を見ずして内輪だけで打切つて、ただちに討論・採決に入つたのであります。(拍手)

もちろん、予算審議は必ずしも常にそうした慣習に従つたとは言えないものがあるかもしれませんが、補正予算といつてもいろいろあります。それほど国民生活にとつて重要ではなく、野党においても修正するほどのこともないような場合は、話し合いの上でそうしたこともあつたのであります。しかし今回の予算は、事なかれ主義で重大でありました。合議にそこなわれた地方の即時復旧、国家並びに自治体職員員の賃金ベースの引上げ、地方財政交付金の増額等の問題が含まれておつたのでございませう。そのために、院内外には、かかる問題を中心としていろいろと要求する声があつておつたのであります。労働者、農民の要求する声のみならず、都道府県知事までが政府に向つて、地方財政交付金を増額せよと追つておるのであります。(拍手)国民の最高決議機関において審議の任に當るわれ／＼議員といたしましては、かかる要望にこたへるために審議を慎重にすること、これ當然の義務といわなければなりません。(拍手)

そればかりではなく、議員の一部が政府と意見を異にしてこれを修正しようという場合におきましては、委員長としてはこれを妨害するところではない、これを促進するのが当然のことであるかと思ふのであります。(拍手)それを修正の時間的余地を與えないようにするに至りましては、まさに言語道

断の行爲であるといわなければなりません。(拍手)突にちまたにあふれてい

る大衆の耳におおりのたぐいでありませう。しかも今日の修正は、占領下という特殊の條件のもとに、特に時間的な余裕というものが残されていなければならぬこと必然であります。これを認めないといふことは、野党の修正決議を蹂躪するものでありまして、(拍手)議會政治の否認でありませう。従つて、憲法違反の行爲といわなければなりません。(拍手)

第二に、小坂君は、委員会運営のためにせつ／＼設けられておるところの理事會の決定を、野党側理事の意見を聴取することなく、一方的申出を受入れて、かつてこれを變更し、独断専行をあえてしたのであります。三日に開かれた理事會は、三日中に閣僚に對する一般質問を、戸叶里子君の文部大臣に對する質疑だけを残して一応終了するが、四日には總理に對する質疑と、昭和二十五年政府關係機關予算の政府修正案に對する質疑をなすこと、これが終つてから各党代表の総括的質問をなすことを決定いたしました。現に小坂委員長は、このことを正式に宣言したのであります。(拍手)速記録を

ごらんになれば、おそろしくこのことは載つておることと存するのであります。しかるにもかかわらず、小坂委員長は、野党側が別室において修正案につき協議中であることを知りつつも、野党側委員の出席のないことを理由といたしまして、いな、これを利用いたしまして、この決定を弊體のごとく捨て、この理事會の決定及びみづから公式宣言したものを捨ててしまつて、政府關係機關予算の政府修正案の説明に

對するところの質疑をなさしめず、質疑を打切つたのであります。これは委員長に理事會を設けた理由をまつたく抹殺する行爲でありまして、民主主義の冒瀆であります。(拍手)フアンションとは、まさにかかる行爲に名づけられた熟語であるといわなければなりません。(拍手)もつとも、專にここに至るというのも、與党側理事の意見がまとまつておらなかつたということにも原因がありませう。

予算審議がいよいよ大詰めとなつて参り、野党側が、修正にしろ返上にし、とにかく一応足並をそろえるために打合せするということは、議會人としては否定することのできない常識であります。(拍手)そこで野党側委員が國民協同黨の控室で打合せをしておりましたところに、たま／＼自由黨の一理事が、理事會を開くから五分以内に出席してくれと申し入れて来たのでございませう。それで野党側委員が入場して見ますと、すでに質疑が切られ、自由黨のみで討論が始められておるではありませんか。(拍手)その後自由黨のほかに理事に聞けば、理事會開催の申入れをしたことは全然あつたり知らぬといふ返答なのでございませう。まことに奇怪千萬なこととございまして、

一党の理事が、一人は理事會を開くと申し入れ、他の一理事は申し入れたこととはあつたり知らぬと云う。そうして、もしこれによつて予算委員會の議事が進められたとするならば、その責任は決して野党側にあるのではなくて、與党側が負わなければならぬのでございませう。(拍手)しかも前の日の理事會に決定したことでもあり、また自分みづからが議場において宣告した

ことでもあります。このことを忘れてしまつて、一方的な申入れによつて議事を進めたとするならば、いかに弁護いたしまして、小坂委員長の行動は輕率きわまりなきものであるといわなければならぬのでございませう。(拍手)それによつて小坂君を弁護すべき理由は一つも発見できないのでございませう。

第三に、予算委員長は國會の機關中においても最重要な機關の一つであります。國會の權威を守るために最大の努力を拂うといふのが、これが私は予算委員長としての職務の一つであると思ふのであります。(拍手)なぜかと申しますれば、予算委員長というものは、決して政府の機關でもなければ、また自由黨一党の私物でもございませう。議會權威に關することがあるならば、たゞ自由黨であつても與黨であつても、断固これと抗争する氣概を持つていなければならぬと思ふのでございませう。しかるに小坂君は、かかる氣概がないのみか、ひたすら權威の前に鼻息をうかがうことに汲々としておるのでございませう。(拍手)

たとへば吉田總理大臣が、しば／＼私用にこつ／＼議會に登院しないといふようなことは、これ有名な話でございませうが、われ／＼予算委員長は、予算審議のために日曜にまで委員會を開いたのでございませう。(總理大臣はどうかしたといふのだと呼ぶ者あり)そこで、私は總理の出席を要求したのであります。これは、われ／＼が日曜にいて予算委員會を開いている以上、日曜であれ土曜であれ、週末旅行などということはなくして、これに出席するのが一國の總理大臣として當然の義務

であるといわなければなりません。(拍手)しかるに小坂君は、かような出席を求めたのに對しまして、自分の力ではどうにもしたいといふ返答をしております。(そんな委員長はだめだよ)と云ふ者あり。吉田總理のわがままを、どうにもしようがないという理由のもとに通そうといふような態度をとつておるのでございませう。理事會の細談の中ではありましたが、現に口に出して、明らかにそう申しておるのでございませう。このために、われわれは總理に對する質問をわけて、審議が一日延びてしまつたことは、これ否定することのできない事實でございませう。(拍手)

吉田總理大臣がかくのごとき態度であることは、上かくあれば下これにならうとのことわざ通り、關係もまたこれに見えらつて、國會に對して責任を負うといふような自覺のない答弁をばしはしておるのでございませう。委員がこれを追究いたしますと、小坂君はどうか考えたのか、委員長席からいたしまして、あるいは關係に對して助言をしたり、あるいは委員の責任追究を牽制したりしようとしておるのでございませう。

關係が國會に對して責任を自覺してないといふ証拠をあげろといふならば、最も典型的なものは岡野國務大臣の答弁でございませう。かれは、地方自治體、地方行政に關する議員の質問に對しまして、私は全然権限がないもので、地方財政委員會と政府との間の連絡員であり、メッセンジャー・ボーイにすぎないからと言つて答弁を回避することをやつておるのでございませう。しかるに小坂委員長は、むしろこれを

對するところの質疑をなさしめず、質疑を打切つたのであります。これは委員長に理事會を設けた理由をまつたく抹殺する行爲でありまして、民主主義の冒瀆であります。(拍手)フアンションとは、まさにかかる行爲に名づけられた熟語であるといわなければなりません。(拍手)もつとも、專にここに至るというのも、與党側理事の意見がまとまつておらなかつたということにも原因がありませう。

予算審議がいよいよ大詰めとなつて参り、野党側が、修正にしろ返上にし、とにかく一応足並をそろえるために打合せするということは、議會人としては否定することのできない常識であります。(拍手)そこで野党側委員が國民協同黨の控室で打合せをしておりましたところに、たま／＼自由黨の一理事が、理事會を開くから五分以内に出席してくれと申し入れて来たのでございませう。それで野党側委員が入場して見ますと、すでに質疑が切られ、自由黨のみで討論が始められておるではありませんか。(拍手)その後自由黨のほかに理事に聞けば、理事會開催の申入れをしたことは全然あつたり知らぬといふ返答なのでございませう。まことに奇怪千萬なこととございまして、

一党の理事が、一人は理事會を開くと申し入れ、他の一理事は申し入れたこととはあつたり知らぬと云う。そうして、もしこれによつて予算委員會の議事が進められたとするならば、その責任は決して野党側にあるのではなくて、與党側が負わなければならぬのでございませう。(拍手)しかも前の日の理事會に決定したことでもあり、また自分みづからが議場において宣告した

ことでもあります。このことを忘れてしまつて、一方的な申入れによつて議事を進めたとするならば、いかに弁護いたしまして、小坂委員長の行動は輕率きわまりなきものであるといわなければならぬのでございませう。(拍手)それによつて小坂君を弁護すべき理由は一つも発見できないのでございませう。

第三に、予算委員長は國會の機關中においても最重要な機關の一つであります。國會の權威を守るために最大の努力を拂うといふのが、これが私は予算委員長としての職務の一つであると思ふのであります。(拍手)なぜかと申しますれば、予算委員長というものは、決して政府の機關でもなければ、また自由黨一党の私物でもございませう。議會權威に關することがあるならば、たゞ自由黨であつても與黨であつても、断固これと抗争する氣概を持つていなければならぬと思ふのでございませう。しかるに小坂君は、かかる氣概がないのみか、ひたすら權威の前に鼻息をうかがうことに汲々としておるのでございませう。(拍手)

たとへば吉田總理大臣が、しば／＼私用にこつ／＼議會に登院しないといふようなことは、これ有名な話でございませうが、われ／＼予算委員長は、予算審議のために日曜にまで委員會を開いたのでございませう。(總理大臣はどうかしたといふのだと呼ぶ者あり)そこで、私は總理の出席を要求したのであります。これは、われ／＼が日曜にいて予算委員會を開いている以上、日曜であれ土曜であれ、週末旅行などということはなくして、これに出席するのが一國の總理大臣として當然の義務

であるといわなければなりません。(拍手)しかるに小坂君は、かような出席を求めたのに對しまして、自分の力ではどうにもしたいといふ返答をしております。(そんな委員長はだめだよ)と云ふ者あり。吉田總理のわがままを、どうにもしようがないという理由のもとに通そうといふような態度をとつておるのでございませう。理事會の細談の中ではありましたが、現に口に出して、明らかにそう申しておるのでございませう。このために、われわれは總理に對する質問をわけて、審議が一日延びてしまつたことは、これ否定することのできない事實でございませう。(拍手)

吉田總理大臣がかくのごとき態度であることは、上かくあれば下これにならうとのことわざ通り、關係もまたこれに見えらつて、國會に對して責任を負うといふような自覺のない答弁をばしはしておるのでございませう。委員がこれを追究いたしますと、小坂君はどうか考えたのか、委員長席からいたしまして、あるいは關係に對して助言をしたり、あるいは委員の責任追究を牽制したりしようとしておるのでございませう。

關係が國會に對して責任を自覺してないといふ証拠をあげろといふならば、最も典型的なものは岡野國務大臣の答弁でございませう。かれは、地方自治體、地方行政に關する議員の質問に對しまして、私は全然権限がないもので、地方財政委員會と政府との間の連絡員であり、メッセンジャー・ボーイにすぎないからと言つて答弁を回避することをやつておるのでございませう。しかるに小坂委員長は、むしろこれを

對するところの質疑をなさしめず、質疑を打切つたのであります。これは委員長に理事會を設けた理由をまつたく抹殺する行爲でありまして、民主主義の冒瀆であります。(拍手)フアンションとは、まさにかかる行爲に名づけられた熟語であるといわなければなりません。(拍手)もつとも、專にここに至るというのも、與党側理事の意見がまとまつておらなかつたということにも原因がありませう。

弁護する立場に立ちまして、委員長として国会の威信のためにこれを糾弾するという態度は、どうもつも見えなかつたのでございます。(拍手)
小坂委員長が、理事会の決定を無視してこれを実行しなかつたのは、これのみにとどまりません。地方財政に關して興業の委員までが賛成いたしました、地方行政委員会が地方財政交付金増額に關する決議をいたしたのに対し、前尾委員長の出席を求め、説明することを要求いたしましたのでございますが、これに對しましては、最後まで前尾委員長の出席を求めるの努力をなしておらないのであります。

第四には、小坂君は予算委員長としてあまりにも輕率過ぎることでございます。一日でありましたか、野黨議員の一齊退場がなされ、そのために審議がはなはだしく遅れましたが、その原因はどこにあつたかと申しますれば、この日の朝、民主党の川崎君から地方行政委員会の決議に關して動議を提出しようとしたのでございます。しかるに、自由黨側の一理事は、何と思つたか、またその動議が採用されない前に、動議が成立したと早合点したものと見えて、この動議を否決すべしという動議を提出したものでございませう。かかるに、小坂委員長もまた大分血迷つたものと見えて、川崎君の動議を採用する前に、否決の動議を採決したのでございます。われ／＼から申しますならば、原案がないのに、そのない原案を否決するといふやうな珍現象を生じたといふことは、實に小坂君の輕率を立証して余りあるものと思ひます。現にそのために野黨側からこれに對して抗議を申しましたが、

委員長はこれを取上げません。そこで野黨側は一齊退場となつたのでございませうが、あとからこの動議を取消するといふことになりまして、やつと審議が軌道に乗つたのでございます。私たちは、こういうことを考へてみまして、一事が万事、ほとんど輕率きわまりないところの措置をとることによつて、これまでの予算委員会の審議が滞したといふことは、われ／＼は否定することができないと思ふのであります。

以上四点が、われ／＼の小坂君解任要求の主なる理由であります。その理由にも明らかなごとく、小坂君の性格は、まづたく委員長としては不適任と思ふのであります。なるほど小坂君は、むさ子の手でございませう。従つて、思ひにまかせないことがありませう。今次の予算案は、政府の修正案に對するところのオーケーが予想以上に遅れたために、自然その通過を遅らせないようにするためにあつた。すなわち小坂君は、自分の聲に忠實立てたいという氣持で一ぱいであつたといふことは、これは私たちが想像にかたくないのでございませう。(拍手)だが、かような關係で、もしも予算委員会の審議が遅れたといふことは、それは決して議員の責任ではなくして、政府の責任であるといふことは明らかでございます。(拍手)従つて、かような理由によりまして議員が審議権に對しまして制限を加えられるといふ理由は、どうもつもないのでございませう。(拍手)「そんなら一年間もやつておれ」と呼ぶ者あり。また一時間や二時間、あるいはまた一日ぐらゐ遅れたといふにしても、政府に政治的手腕

があるならば……(発言する者多し)参議院の審議が遅れるといふやうなことは私は絶対にないと思ふのであります。それを一時間でも、いな三十分でも早く通そうとせよといふことは、むさ子の身が聲に對して功績を表わそうとするところの、私は奴隷根性にはかならないと思ふのでございませう。(拍手)

われ／＼は、ここに小坂君の解任決議案を出しましたが、これは小坂君がもつと議員として鍛練されて、国会の尊嚴を守り抜くための決意を持つ小坂君として成長するためにも、今日のごとく小坂君を糾弾することが最も小坂君を完成させる道であると考えまして、あえてここに解任の決議案を出した次第でございませう。(拍手)満場の御賛成をお願いする次第でございませう。(拍手)

○議長(豊原重雄君) これより討論に入ります。井手光治君。

〔井手光治君登壇〕

○井手光治君 私は、自由党を代表いたしまして、小坂予算委員長に對する解任決議案に對し反對の意を表明せんとするものであります。(拍手)

ただいま社会党の稻村順三君の提案の趣旨を伺つておきますと、予算委員会の議事運営について著しく事実と相違しており、はなはだしく歪曲されておるのであります。まことに奇怪ごとくといわなければならぬのであります。(拍手)予算委員会は、去る十一月二十四日に開会せられまして、二十七日より質疑を開始いたし、この間公聴会を開催する等、その運営はきわめて公明に進められ、十二月三日、野黨側の申入れの通り吉田総理大臣並び

に天野文部大臣に對する野黨側の質問を踐して關係各大臣に對する質疑を終了いたし、四日、引続き吉田総理大臣並びに天野文部大臣に對する質疑を終了いたしまして、全部の質疑を完了いたしましたのであります。

この日、小坂予算委員長は、政府申込みの國鉄敷定に關する修正が本院の承諾を得た場合には、ただちに委員會を再開する旨を宣告いたしました。一旦休議に入つたのであります。これに對して野黨側におきましては、一時間程度の質疑を行いたい旨の申入れがあり、これを許すことになつたのであります。ただいま稻村君は速記録にあると申しておりますが、これは單なる申入れにすぎません。本委員會において、與黨側は、その割当持時間十時間四十分を六時間六分に短縮いたしました。野黨にはほとんど全員の質疑を許し、十二分にこれを盡すようとりはかられたのであります。(拍手)小坂委員長は、万事實容かつ公正なる態度をもつて、まことに至れり盡せりの努力をされたことは、(うそをつけ)と呼ぶ者あり。與黨、野黨を問はず、何ら異議をさしはさむ余地がないのであります。(拍手)

國鉄敷定に關する修正が本會議の承諾を得ましたので再開が通告せられ、池田大蔵大臣は提案理由を説明すべく待機いたしまして、野黨側の出席を待つたのであります。野黨側の諸君は一人も出席をいたさないのであります。すでに時間も相當経過いたしましたので、やむなく委員長は開会を宣し、大蔵大臣の説明に移つたのであります。これを終りまして、依然として野黨側

は、みづから申し入れてありましたところの質疑すらこれを放棄して出席するに至りません。まさに討論に入らんといたしますときに、野黨側の諸君は委員會室に大挙して入つて参りました。ところが着席をいたさない。どうするかと見ておりますと、委員長席を取巻きまして、威嚇と脅迫とをもつて議事の妨害に終始し、遂に一人も着席せず、退場してしまつたのであります。かくのごとく着席をせずして退場したといふ新例をおつくりになつたのであります。これがほんとうの実情であります。尙らざる実情であります。しかるに、五分間の時間を待たなかつたとか、あるいは時間の余裕を與えなかつたとかいふ聲言のようなことを言つておりますが、牽強附會もはなはだしいといわなければなりません。(拍手)

さらに許すべからざるものが一つあります。野黨、特に民主党におきましては、予算の修正に關し關係方面にたいま量類提出中であつて、しかもこの關係方面の總議によることでもあるので、間もなくそのオーケーがもたらさるから待つてもいいといふことを申入れておる。しかも、これを委員會において正式に発言いたしておられます。速記録に載つておる。關係方面のオーケーが一体いつお済みになつておりますか伺いたないのであります。正味十五日の審議期間中十一日、すなわち三分の二の期日がすでに経過をいたしました。あと余すところ四日であります。これから審議を提出いたしますのは、一体参議院の審議はいらないとおつしやるのであります。どうか。(拍手)われ／＼が關べたところに

よりますと、折衝を開始しますために人を呼びにやつたといふことを聞いておる。それは単に御都合を伺いに行つたといふことであつて、書類の提出とは違ふのであります。(拍手)常々との威をかけるきつねであるといふ表現を用ひまして、よく政府を攻撃されるようでありまして、場合によれば、党略のためには他の方面にまで迷惑を及ぼすことになることを平気でおつしやる。(拍手)しかも神聖なる議場において、かような子供だましは、ちとお恨みになつた方が日本の民主政治のためによろしいかと存するのであります。

さらに、本議案の提出の動機がきわめて敵本主義に終始しておるということである。小坂委員長がよく隠忍自重せられて、きわめて公正なる態度をもつて運営に当られましたことは万人の認むるところであつて、これを計画的に傷つけんとする態度は、いかにも卑劣である。野党の諸君は、よく自主性、自主性といふことを言つておりますが、野党自体の自主性は一体いかがであります。ことに自主性をかなぐり捨てて、反対のために、野党連合といふ名をもつて、共産党の諸君とも心中をいたしかねまじき野合をあえてなされておる。この提案のごときは、議員個人の名誉を毀損せんとして、いかにも大義的な行為が目につくのであります。詳しいことは申し上げたくない。あまりにも敵本主義は、しかも政治的な陰謀は避くべきではなからうかと思ふのであります。野党の諸君は、補正予算の成立を妨げて政府に捕手と見えようといふ引延ばし作戦が小坂委員長に見破られたのであります。だからといって解任の決議案

をここに持ち出そうといふようなことは、これはまづたく笑止千万といわざるを得ないのであります。(拍手)衆議院の審議期間を尊重し、野党のこの選延作戦に乗ぜられることなく予算の成立をはかられました小坂委員長は、かえつて各委員長として国民から感謝されるであらうことを断じて疑ひませぬ。(拍手)

議員としては、予算に協賛を與えるということが最も大切なことは申し上げるまでもありません。しかるに、予算を審議する議場から退場いたしましたので、その審議権を放棄するに至つては、みづから議員たるの職責を放棄したものであるといふことができません。(拍手)三つ子の魂百までといふことがありますが、やはり白票を投じた根性は、いつになつても直らないものと思われまふ。審議権を放棄した野党の諸君は、おそろく国会議員を辞任されるであらうと思ふのであります。まことに同情にたえないのであります。

新しき議會制度の進歩的な特徴が常任委員会制度の活用であるといふことは、申し上げるまでもありません。先般アメリカにおいでになつた先達諸君が、よくこのことを学ばれて報告をせられております。よく常任委員会制度の運営を口にされる。私も、この特徴を生かして新国会の面目を発揮し、国民の政治的信託にこたへることが最も大切なことであり、かくのごとき常任委員会制度を貫徹する退場されたは、そろ／＼おやめになつた方がよろしいと思ふのであります。(拍手)

積暴といふ言葉は野党諸君の一枚看板であるといふことを私は申し上げたい。脅迫と暴力をもつて、いたづらに選延策をとらんとした野党側の政治的な、計画的な陰謀を排除して予算成立に努力せられました小坂委員長の解任決議案に對しまして、以上の理由をもつて断固反対をし、討論を終ることにいたします。(拍手)

○議長(常任委員長) ただいま民主党より、井手君が關係方面との關係で全然事実と違つたことを発言されたことと申入れがありました。速記録を調べた上、その事実があれば適當なる処置をいたしたいと思ひます。

早川君

○早川君(登壇) 私は、民主党を代表いたしました。ただいま提案いたされまふ小坂予算委員長解任決議案に賛成の意を表する次第であります。(拍手)先般、電力再編成にからみまして、ポ政令の頒行により国会審議権の無視された直後におきまして、再び予算委員会における小坂君の少数者の審議権無視をもとにいたしまして、かかる解任決議案を出さなければならぬといふことを、私はまことに遺憾に思ふのであります。この問題自体は、きわめてささいなように見受けられますけれども、私は、かかる国会の審議権無視の行為が再三再四行われるといふところに、現在の政府並びに與党による国会運営の行き方が、多数独裁……(発言する者多し)多数独裁によるところの全体主義的な独裁政治の方向に向つておるといふことを遺憾に思ふのであります。

さて予算委員長……(発言する者多し)次に小坂予算委員長をわれ／＼が何ゆゑに解任しなければならぬかと

いふ問題に對するわれ／＼の見解を申し述べたいと思ふのであります。そもそも予算委員会における……(発言する者多し)委員といふものは……○議長(常任委員長) 靜肅に願ひます。

○早川君(續) 私は、やつておる間は発言いたしません。議長、注意してください。(発言する者多し)さて予算委員長といふものは、従来の議會の伝統から申しますならば、党派を越えて公平でなければならぬといふことが私は第一の條件であらうと思ふのであります。しかるに小坂委員長は、先ほど稻村順三君からも話しましたように、もつぱら政府並びに吉田総理大臣のお先棒ばかりかついで、真に予算委員会の委員長としての職責を果さなかつたではないかと思ふのであります。(拍手)私は小坂君に對して、小坂君自体が真に新憲法のもとにおける行政府と立法院の區別すら知らないのではな

いかと思ふのであります。(拍手)諸君、具体的な例を申しますならば、大臣とか総理大臣といふものは、一般の國民から選ばれた公僕であります。しかるに、予算委員会なり、あるいはまた国会議員といふものは、國民の公僕ではありません。國民の公僕ではなくして、委員なり国会といふものは國民の代表であります。(拍手)しかるに小坂君の、かかる國民の公僕たる総理大臣なり大臣諸公に對する態度はまことに卑屈でございます。(拍手)先般、皆さんも御存じのように、新聞紙上においても諸君がごらんになつたように、吉田総理大臣が予算委員会に出席して参つた。そうしたときに、予

算委員の数が少し少かつたからといつて、吉田総理大臣に平身低頭いたしまして、どうかごかんべん願ひたい、恐れ入ります、というやうなことを言うのは、これはまことに私は情ないことだと思ふのであります。(拍手)國民の公僕に對して、國民の代表であるべき代議士の委員長が、平身低頭してこの総理大臣にあやまることは、一体何事であるかと私は言ひたい。(拍手)新憲法下におきまるところの立法院の優位の思想を解しないやうな、かような予算委員長のもとに審議されるこの國會といふものが、いかに権威のないものであるかといふことは、諸君の御承知の通りであります。(拍手)小坂君は予算委員会において豪語して、自分が委員長になつたことによつて、前の積原委員長の時よりは一歩も二歩も前進したと申されますけれども、政府におべつかを使い、吉田総理大臣に恐れ入りましたと言ふやうでは、積原さんよりも三歩も四歩も私は後退であらうと思ひます。(拍手)

次に、私は小坂委員長の不信行為をつきたいのであります。十二月三日の委員会の席上におきまして、小坂君は、翌日の委員会には地方行政委員長の前尾君を呼んで地方財政委員會の要請を聞いて、これに對して質疑を許すといふことを明言されたのでござい

ます。しかるに諸君、翌日になりましたら、何らのわれ／＼に對する了解もなくして、この重要な地方財政の問題に關して、地方行政委員長が来ないといふ一体何事であるか。(拍手)自分の言葉に責任を持たないやうな、かような委員長のもとで、真に八千万國民のほんとうの台所をまかなふ予算

がどうして審議されますか。(拍手)小坂君は、かように前言をひるがえし、翌日になつてすぐ自分の意見をかえる習慣犯ではなからうかと私は思う。

私は申したくないのではありません。けれども、彼はみづから「修正資本主義の構想」という本の中で、今後の日本は修正資本主義でなければならぬ、自由党のような古典的資本主義ではだめであるといふことを書いておる。(拍手)ところが、現在どうです。自由党の諸君に選ばれて委員長になつておる。單に言葉だけでなくして、文字に書いたことすら、昨日のことは明日ひるがえすといふいい標本ではないかと私は思う。かような明日、明後日の約束がでないようなことを權威ある委員会において、おくんもななく吐くような委員長のもとにおいては、この重要な予算委員会の審議はできないと私は思うのでございませう。(拍手)

最後に私は、最も重要な問題について小坂君を不信任するのでございませう。先ほど井手光治君から、非常に事実と相違した委員会の御報告があつたのであります。十二月四日のあの委員会における委員長の態度というものは、憲政史上いまだかつてない横暴であらうと私は思うのであります。(拍手)民主主義の議會並びに委員会におきまして、少数党なり野党の出席しない委員会において、むりやりに予算のごとき重要議案を討論採決するといふような、かような行為を諸君はファッショ的でないといふ言へるか。(拍手)しかもわれ／＼は、質疑打切りの後に各党に帰つて、十分野党側はこの予算案の審議に対するわれ／＼の意見をまとめたといふて寄つておつ

た。しかも井手君の言うことは、まづかなうそであつて、われ／＼は修正案をつくつて海外折衝に移らうとしておつた。その手続をしておつたのでございませう。これを、司令部を通じて審議引延ばしの作戦に利用したと言ふことは、われ／＼に對する最も重大なる侮辱でございませう。(拍手)しかも、けしからぬことは、あそこにおられる有田理事に、われ／＼野党側これに對する審議中の席に現れまして、あと五分したら委員会を開会するから、それまでに早く話をきめてお入りなさいと言われた。しかるに、五分たないうちに予算委員会のわれ／＼野党側の全委員が参つたのでございませうが、時すでに、小坂委員長のもとに早急な御判断によつて、われ／＼をのけて委員会を開催しておつたといふのが、これがほんとうの事実でございませう。

(拍手)わずかに五分や四分程度待てないで、どうして諸君が、真に寛容性のある、少数意見を尊重する委員会運営をやつてゐると言へるか。その程度の時間が待てないことはいふと思ふ。(拍手)

アメリカにおいては、御承知のように一人の質問が何時間でもできるのであります。何時間でも質問ができるのでございませう。にもかかわらず、この國民に最も重要な予算案を審議する場合において、わずか五分すら待たないとして考へるならば、小坂予算委員長は真に民主主義の原則を根本から理解しないのか、あるいはまた重要な問題にあつたときには、非常におおわてになるところの気の短かいお方と判断せざるを得ないのでございませう。(拍手)

のいづれを一つとりましても、最も重要な予算委員会の委員長としての適格性を私は失ふものであると断言せざるを得ないのであります。(拍手)かような審議無視の事実に向ひたしまして、われ／＼は小坂君に對して個人的には非常に同情するのでございませうけれども、事公に關する限りは、國家國民のための議會であり委員会であり、自由党の議會でも委員会でもありません、國民の議會を守るために、われわれは小坂君の彈劾を要求せざるを得ないのであります。

私は最後に申し上げたいことが一つあるのであります。かつてイギリスの國會におきまして、ドールトン蔵相が予算の秘密を少し漏らしたといふことによつて、彼は辭任を申し出たことがあつたのであります。これに對して、當時野党の党首でありましたウィンストン・チャーチルは、このドールトン蔵相のみならず辭任しようという責任感に感激いたしまして、辭職しなぐてもよいといふ議會の討論をいたしておるのであります。諸君、われ／＼は、かような寛容性のある議會政治の確立を望むがゆゑに、もし小坂委員長が、ほんとうに議會政治を愛する熱意と、彼の責任感のもとにおいて、みづからこの責任をとられて委員長を引かれるといふのであれば、ドールトン蔵相のごとく責任感を表明されるならば、われわれはチャーチル的な精神をもつてこの解任決議案をひつちめめるに躊躇しないのであります。小坂君がおらぬので、きわめて遺憾でございませうけれども、まだ時間がございませう。どうか小坂君が眞に議會を愛するならば、みづから進んで予算委員長の職務退任を申

七出られるならば、われ／＼は彼の申出をいれるに決して躊躇しないといふ、この民主黨の寛容な精神を最後に披露して、私はこの決議案に賛意を表するものであります。(拍手)

○議長(齋藤實重郎君) だいたいまの早川君の發言中、前尾委員長の件についてまつた事実と相違した發言があるとの申出がございませうから、速記録を調査して適当に処理いたします。

高田富之君

〔高田富之君登壇〕

○高田富之君 私は、日本共産黨を代表いたしましたして、小坂予算委員長の解任を求める決議案に對して賛成の意を表明するものであります。

このような重大な過失を犯されました小坂君は、決議案の提出を待つまでもなく、進んで辭任せられるべきであつたと私は考へるのであります。(拍手)事の次第につきましては、提案者並びに早川君の討論の中に詳細に述べられた通りであります。あえて私がこれを繰返すまでもないのであります。そこで私は、いささか角度をかえまして、事の性質について、きわめて簡潔に私の賛成理由を申述べたいと思ふのであります。

そも／＼今回の予算委員会におけるかくのごとき政府與黨の暴挙の背後には、ここに提出せられた予算案の性格がからんでおることを否定するわけには参りません。すなわちこの予算の中に、今回初めて現れました連合軍関係損失補償費というやうな、まことに了解に苦しむ一項目がございませう。これは占領目的とはどうしても考えられない。本土沿岸附近における連合軍の演習によつてこゝろをうりました漁民の被害を、被害者を含む日本人の税金の負担によつて補償しようといふしるものであります。

今回の予算の中での戦争の準備、あるいは日本人民の奴隷化のための諸事実は、あげれば枚挙にいとまありません。おそろく、このような予算の本質をおおい隠すためには、どうしても予算委員会における野党の追究をおおい隠す必要があつたのでございませう。

あたかも日本人の自主的な國會によつて成立したものであるかのごとき形式を整へるためにのみ存在するものであるといはしたならば、私どもは、このような疑いを受けないやうな、眞に自主性のある國會を確立するために大いに闘わなければならないと信ずるのであります。(拍手)

自由党の諸君は絶対多数でありますから、必ず自分の政府の提出しました議案はすべて可決せらるべきものであることを予定しておるわけでありませう。しかしながら、もしそうだからといって反対の言論を庄殺し、今回行われましては、與黨だけの賛成演説で、予定の日時にこれを通過させて行くといふやうなことをいたしますならば、國會の存在は、これはまづたゞ無用の長物となるのであります。もしもかりに諸君が、この絶対多数の威力で常にそのようなことをやろうと計画しておるといたしまして、今日の國會の存在の価値は——私も少数派である野党が、何回否決されようと、いかに踏みにつられようと屈することなく反対意見を述べている、この反対意見の中にこそ民族の眞の叫びがあるのであります。(拍手)

私は、重要問題についてはしばしば、政令を施行され、国会においては、またかくのごとく野党の言論が蹂躪せられておきますときに、国会の自主性を確保し、わが国の政治上の主権を回復するための活動こそ現在われわれ日本国議会議員に課せられた最大の要務であると確信するのであります。(拍手)

従つて、今回の予算委員会における小坂委員長のとりました態度は、事はきわめて重要であります。私どもは、このような重大な誤つた行為をとられた委員長に対する解任要求はきわめて当然であると思ふ。

私がこの際一つ申し上げたいことは、今ここへ出て来ておるこの解任決議案でさえも、おそらくは多数の與黨の諸君によつて踏みにじられてしまふかもしれない。(あたりまえだ)と呼ぶ者あり)しかしながら、たといさういうことがあつても、これを單なるさる芝居として終らせないために、ぜひとも野党連合の諸君が、本日とられましたこのりつばな、堂々たる態度を今後とも堅持されまして、わが日本共産党とともに、全人民大衆と一丸となりまして、国会の権威保持のために今後とも堂々と闘われんことを切望して、私の賛成討論とする次第であります。(拍手)

○議長(橋本虎之助君) ただいま高田君の發言中、国会の権威に関するやの疑いのある發言があつたように思われますから、速記録を調査して適當に処理いたします。

これにて討論は終局いたしました。採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(橋本虎之助君) 起立少数。よつて本決議案は否決せられました。(拍手)

第四 特別被害復旧臨時措置法の第一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(橋本虎之助君) 日程第四、特別被害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事多武良哲三君。

特別被害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

特別被害復旧臨時措置法の一部を改正する法律

特別被害復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「特別被害復旧公社を」復旧工事の費用に、(第三十七條 第四十二條)を「第三十七條 第三十九條」に改める。

第一條第一項中「石炭鉱業権等臨時措置法(昭和二十三年法律第五十四号)」を「旧石炭鉱業権等臨時措置法(昭和二十三年法律第五十四号)」附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法」に改める。

第五條第二項中「公共事業費」の下に「又は行政部費」を加え、同條第三項但書を削り、同條第四項中「同項」を「第十一條第一項」に改め、同條第六項を削る。

第六條第一項中「特別被害復旧公社」を「特別被害復旧特別会計」以下「特別会計」という。に改め、同條第五項を次のように改める。

5 主務大臣は、第一項若しくは第二項の認可をし、又は前項の規定により認可事項を変更しようとするときは、通商産業大臣に協議しななければならない。

第十一條を次のように改める。
(被指定者かその者の負担において施行する復旧工事)

第十一條 第二十五條第一項の認可を受けた者は、その者に係る特別被害の復旧工事(第五條第二項の規定により施行者が定められるものを除く)について、その者の負担(第二十三條第一項但書の規定により費用の全部又は一部を負担する者があるときは、その費用については、その者の負担)において、当該復旧工事を施行しなければならない。

2 前項の規定により復旧工事を施行すべき者は、その工事計画及び工事の完了の時期について、通商産業大臣の定める期間内に、その認可を申請しなければならない。

3 第六條第二項から第四項まで及び第七條から第十條までの規定は、前二項の場合に適用する。

第十二條中「石炭鉱業権等臨時措置法」を「旧石炭鉱業権等臨時措置法」に改め、同條第三項の規定によりなおその効力を有する同法」に改める。

第十三條 特別被害復旧公社を「第三章 復旧工事の費用」に改める。

第十三條から第二十二條までを次のように改める。
第十三條から第二十二條まで 削除
第二十三條を次のように改める。

(復旧費の負担)
第二十三條 復旧工事に要する費用は、国の公共事業費又は行政部費によつて支弁されるもの、地方公共団体が負担するもの及び第二十五條第一項の認可を受けた者が第十一條第一項の規定により負担するものを除いては、特別会計が負担する。但し、他の法令の定めがある場合その他特別の事由のある場合において、国、地方公共団体及び第三條第二項から第四項までに規定する鉱業権者又は鉱業権者であつた者としての被指定者以外に、その費用の全部又は一部を負担する者があるときは、その者の負担となる費用については、この限りでない。

2 前項の場合において、その復旧工事の施行の結果著しく利益を受ける者があるときは、通商産業大臣は、主務大臣に協議して、その利益を受ける限度において負担すべき工事に要する費用の額を定め、これを国庫に納付させることができる。

3 第一項本文に規定する特別会計の負担は、前項の規定による受益者負担金、第二十四條第一項の規定による納付金、第二十六條の規定による寄附金及び第二十八條第一項の規定による返納金を財源として支出し得る金額をもつて限度とするものとする。

第二十四條の見出しを「(納付金)」に改め、同條第一項中「復旧公社」がその業務を行うのに要する費用を「前條第一項の規定により特別会計が負担する費用」に、「復旧公社に納付」を「国庫に納付」に改める。

第二十五條の見出しを「(納付金の特別)」に改め、同條第一項を次のように改め、同條第二項中「金額とする」を「金額とし、国の公共事業費によつて支弁される費用及び地方公共団体が負担する費用の額は、復旧工事に要する費用の額に、復旧工事の種類に応じ、別表に定める割合を乗じて算出した金額とする。」に改め、同條第四項及び第五項を削り、同條第六項中「第四項を」第十一條第三項に、「前項の規定は、その適用がなかつたものとみなす。」を「第一項の認可は、なかつたものとみなす。」に改め、同項を第四項とし、同條第七項中「第四項を」第十二條第三項に改め、同項を第五項とする。

前條第一項に規定する納付義務者が、その者が同條第二項の規定により納付すべき金額の総額がその者に係る特別被害の復旧工事に要する費用の総額をこえる場合において、通商産業大臣の認可を受けたときは、その者に係る特別被害の復旧工事に要する費用の総額から、国の公共事業費によつて支弁される費用、地方公共団体が負担する費用、その者が第十一條第一項の規定により施行すべき復旧工事の費用及び第二十三條第一項但書に規定する者の負担となるべき費用を控除した額に相当する金額をもつて、前條第一項の一定の金額とする。

第二十六條の見出しを「(寄附金)」に改め、同條中「復旧公社は、復旧公社」を「国は、特別会計」に改める。

付」を「国庫に納付」に改める。
第二十五條の見出しを「(納付金の特別)」に改め、同條第一項を次のように改め、同條第二項中「金額とする」を「金額とし、国の公共事業費によつて支弁される費用及び地方公共団体が負担する費用の額は、復旧工事に要する費用の額に、復旧工事の種類に応じ、別表に定める割合を乗じて算出した金額とする。」に改め、同條第四項及び第五項を削り、同條第六項中「第四項を」第十一條第三項に、「前項の規定は、その適用がなかつたものとみなす。」を「第一項の認可は、なかつたものとみなす。」に改め、同項を第四項とし、同條第七項中「第四項を」第十二條第三項に改め、同項を第五項とする。

第二十七條を次のように改める。
(特別会計からの復旧費の交付)
第二十七條 通商産業大臣は、第六條第一項の認可を受けた復旧工事の施行者から、当該復旧工事に要する費用のうち、通商産業大臣の定める毎一定期間内に施行する工事に要する費用であつて、第二十三條第一項の規定により特別会計が負担するものにつき交付の請求があつたときは、その金額を交付するものとする。

第二十八條の見出しを(返納金)に改め、同條中「復旧公社から」を削り、「支拂」を「交付」に、「復旧公社に」を「国庫に」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の場合において、主務大臣は、遅滞なく同項の規定により認定した金額を通商産業大臣に通知しなければならない。
第二十九條から第三十二條までは次のように改める。
(強制徴収)
第二十九條 第二十三條第二項に規定する利益を受ける者が同項の規定により通商産業大臣の定める金額(以下「受益者負担金」という。)を納付しないとき、第二十四條第一項に規定する納付義務者が同項の一定の金額(以下「納付金」という。)を納付しないとき、又は前條第一項に規定する復旧工事の施行者が同項の規定により返納すべき金額(以下「返納金」という。)を返納しないときは、通商産業大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 前項の規定により督促をすると

きは、通商産業大臣は、同項に規定する納付義務者に対して督促状を発する。この場合においては、督促手数料として、十円を徴収する。

3 前二項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、受益者負担金、納付金、返納金その他の法律の規定による徴収金を納付しないときは、通商産業大臣は、国税滞納処分例により、これを処分する。
(延滞金)
第三十條 前條の規定により督促をしたときは、通商産業大臣は、受益者負担金、納付金又は返納金の金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその納付の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、命令で定める場合は、この限りでない。
(先取特権の順位)
第三十一條 受益者負担金、納付金、返納金その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税につき、他の公課に先立つものとする。
(国税徴収法の適用)
第三十二條 国税徴収法(明治三十二年法律第二十一号)第四條ノ七及び第四條ノ八の規定は、受益者負担金、納付金、返納金その他の法律の規定による徴収金に関する書類の送達に關し準用する。
第三十三條及び第三十四條を次のように改める。
第三十三條及び第三十四條 創除
第三十五條中「第十一條第二項」を

「第二十三條第二項に改め、同條第三項を削り、同條第一項中「前項を」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、同條に第二項として次の一項を加える。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。
第三十六條中「石炭局長」を「通商産業局長」に改める。
第三十七條を次のように改める。
第三十七條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
一 第六條第一項の規定に違反して、同項の主務大臣の定める期間内に認可を申請しなかつた者
二 第八條第一項(第十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、工事計画に従わないうで復旧工事を施行し、又は工事の完了の時期までに復旧工事を完了しなかつた者
三 第十一條第二項の規定に違反して、同項の通商産業大臣の定める期間内に認可を申請しなかつた者
第三十八條を創る。
第三十九條第二号及び第三号中「第三十四條第一項又ははを削り、同條を第三十八條とする。
第四十條中「前三條」を「前三條に改め、同條に次の但書を加え、同條を第三十九條とする。
但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對

し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。
第四十一條及び第四十二條を削る。

附則第二項但書中「及び復旧公社の清算」を「、受益者負担金、納付金、返納金その他の法律の規定による徴収金の徴収及び特別会計からの費用の交付」に改める。
別表として次のように加える。

別表	
復旧工事の種類	割合
土木	三分の一
耕地	二分の一
農業用施設	三分の一
上水道(水料を徴収するもの)	四分の一
下水道(水料を徴収しないもの)	四分の一
下水道	三分の一

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 特別鐵道復旧公社は、この法律施行の日に通商産業省にその業務を引き渡さなければならない。
3 通商産業大臣は、昭和二十四年度の国の公共事業費によりその復旧のための工事の費用の全部又は一部が支弁された石炭産業による特別の賦荷について、昭和二十四年九月十六日の現在により第三條第一項の規定による認定をすることができ。
4 前項の規定により第三條第一項の規定による認定のあつた賦荷の復旧のための工事のうち、昭和二十四年九月十六日以後昭和二十五年三月三十一日までに行なひ、工事を完了したものに對しては、第六條第一項の認可があつたものとみなす。但し、同項の工事に要する費用の額は、当該工事について国の公共事業費が支出された額を、工事の種類に應じ、別表に定める割合をもつて除して算出した金額とする。
5 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中、「閉鎖機關整理委員會又は特別鐵道復旧公社」を「又は閉鎖機關整理委員會に、閉鎖機關整理委員會令又は特別鐵道復旧臨時措置法」を「又は閉鎖機關整理委員會令」に改める。
6 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五條第六号ノ九を創る。
7 經濟關係則ノ整理ニ關スル法

官報外 昭和二十五年十二月七日 衆議院會議録第十号 特別鐵道復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

一六九

律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表乙第三十二号を削る。

8 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第五号中「及びアルコール専売事業特別会計を」と、アルコール専売事業特別会計及び特別儲蓄復旧特別会計に改める。

第二十六條第二項を次のように改める。

2 前項の部の外、札幌通商産業局、東京通商産業局及び広島通商産業局に石炭部を、福岡通商産業局に石炭部及び儲蓄部を置く。

第三十二條第二項中「施設部」を「開発儲蓄部」に改める。

第三十四條第五号中「会計の監査に關すること。」「の下に」「(特別儲蓄復旧特別会計に關することを除く。)」を加える。

第三十五條第一項第五号の二の次に次の二号を加え、同條第二項中「施設部」を「開発儲蓄部」に、「前項第五号及び第五号の二」を前項第五号の二から第五号の四まで「に改める。

五の三 特別儲蓄の復旧に關すること。

五の四 特別儲蓄復旧特別会計の經理を行うこと。

9 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

特別儲蓄復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

(多武良哲三君登壇)

○多武良哲三君 たいいま議題となりました特別儲蓄復旧臨時措置法の一部を改正する法律案の、通商産業委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

特別儲蓄復旧臨時措置法は、第七國會において成立し、去る五月十一日公布、翌十二日から施行されておりますが、今度の改正は次の二点についてであります。

第一は特別儲蓄復旧公社の廃止に關するものであります。特別儲蓄復旧公社は、儲蓄者より納付金等を徴収し、これをプールした上で、主務大臣が認可する復旧工事の施行者に対しして工事費を支拂うことを主たる業務とする機関であります。現行法附則第十三項の規定によりまして、本年十二月三十一日またはそれ以前の早い時期にその業務を通商産業省に引渡さねばならないことに相なっておりますので、復旧公社を廃止いたしました。新たに特別儲蓄復旧特別会計を設けまして、通商産業省においてその業務を行うというのであります。

第二には、現行法第二十五條の被指定者が自己の負担において施行する工事の規定の改正に關するものでございす。すなわち、國及び地方公共団体により、公共事業の補助率を特別儲蓄復旧について今回特別に引上げることとした結果、現行規定による自己復旧をなし得るものは、その者の納付金の総額が、その者にかかわる特別儲蓄の復旧工事費の総額から國及び地方公共団体が負担する費用等を控除した額を越える場合について認められておりますが、改正法律案におきましては、自己復旧をなし得るものは、その者の納付金の総額が、その者にかかわる特別儲蓄の復旧工事費の総額を越える場合について認めることとし、自己復旧者となつたときは、従来の補助率によつて算出される負担額を従来通り納付せしめることにした次第でございす。

以上二つの点が今回の改正要点であります。これに附帶いたしまして、本法法律案におきまして通商産業省設置法の一部を改正して、資源庁炭政局施設部を開発儲蓄部にするとともに、福岡通商産業局に儲蓄部を設け、特別儲蓄に關する行政事務とあわせて経理事務をつかさどらしめることとしたておるのでございす。

本法法律案は、十二月二日通商産業委員会に付託され、横尾通産大臣の提案理由を聴取後、ただちに質疑に入りまして、その詳細は會議録に譲ります。

昨五日質疑を終り、ただちに討論・採決の結果、満場一致をもつて本法案は可決すべきものと議決した次第であります。

第五 競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外二十八名提出)

○議長(幣原重厚郎君) 日程第五、競馬法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員長千賀康治君。

競馬法の一部を改正する法律案
競馬法の一部を改正する法律案
競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「地方税法(昭和二十三年法律第百十号)」を「地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)」に改め、同項及び同條第二項中「及び入場税附加税」を削る。

第九條中「その金額の百分の二十五」を「その金額に百分の十五から百分の二十までの範囲内で農林大臣が定める率を乗じて得た金額」に改める。

第二十二條中「第九條中「百分の二十五」とあるのは「百分の二十九」とを削る。

附録第二に定める第一号算式中「Rは國營競馬にあつては百分の二十五、地方競馬にあつては百分の二十九とする。」を「Rは第九條(第二十二條)において適用する場合を含む。」の規定により農林大臣が定める率とする。」に改める。

附録第二に定める第二号算式中「Fは國營競馬にあつては百分の二十、地方競馬にあつては百分の十とする。」を「Fは百分の十とする。」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から起算

して十日を経過した日から施行する。

2 競馬法第二十二條において適用する同法第九條及び附録第二の改正規定の地方競馬に対する適用については、昭和二十六年十二月三十一日までは、都道府県又は指定市町村は、條例の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外二十八名提出)に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

(千賀康治君登壇)

○千賀康治君 たいいま議題となりました、小笠原八十美君外二十八名提出した競馬法の一部を改正する法律案に關しまして、農林委員会におきまして審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

御承知のごとく、最近の競馬は、國營、地方ともに、かなりその業績が低下いたしておりますが、その主要な原因は、他の競技に比較して控除率が高いという点にあるのでございす。すなわち平均三三ないし三七%の控除と相なつており、いささか公平を欠くうみがございます。それがゆゑに、競馬愛好者の興味は減退し、財政収入にも非常なる悪影響を與えておるのでございす。

以上の理由に基いて、控除率を、國營、地方を通じて、購買金額に対しては百分の十五から百分の二十までの範囲内で農林大臣の定める率とし、配当金額に対しては百分の十とし、さしあ

たつて全控除率をおよそ百分の二十五

程度に落ちつけ、拂いもし金の総額を一〇〇程度高めようというのが、本改正法律案のねらいでございます。

この法律案は、十二月五日農林委員会付託と相なりまして、ただちに審議いたしましたところ、畜産の振興に不可分の宿命を有するのみならず、男性的にして壯快、特殊の持味ある健全娯楽としての競馬の発展に寄與し、あわせて国家財政収入を増加、恒

久化し、地方財政に好結果を與えるという理由で、質疑・討論を省略して表決に付しましたが、共産党を除く全員の賛成を得、本案はこれを可決すべきものと議決した次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、運輸省設置法等の一部を改正する法律案、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

運輸省設置法等の一部を改正する法律案、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員会理事坂田英一君。

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

第一條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

自次中「第三節 海難審判庁(第五十九條)」を「第三節 海難審判庁(第五十九條) 航空庁(第五十九條の五)」に改める。

第三條第十号の次に次の一号を加える。

十一 航空

第四條第一項第五十二号の次に次の三号を加える。

五十二の二 国内航空運送事業を免許し、及び国内航空運送事業の業務に關し、許可し、又は認可すること。

五十二の三 航空保安施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。

五十二の四 所掌事務を遂行するために必要な特許権及び実用新案権並びにこれらの実施権を取得すること。

第六條第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の四 国内航空運送事業令(昭和二十五年政令第百二十七号)の規定に基き免許、認可その他の処分

第五十六條中「海難審判庁」を「海難審判庁 航空庁」に改める。

第五十九條の次に次の一節を加える。

第四節 航空庁

(航空庁の任務及び長)

第五十九條の二 航空庁は、航空運送事業及び航空の保安に關する事務を行うことを任務とする。

2 航空庁の長は、航空庁長官とする。

(特別な職)

第五十九條の三 航空庁に、次長一人を置く。

2 次長は、航空庁長官を助け、庁務を整理する。

(航空庁の事務)

第五十九條の四 航空庁においては、左の事務をつかさどる。

一 航空運送事業に關する免許、許可又は認可に關すること。

種 類	目 的
航空保安事務所	航空保安施設を建設し、保存し、及び運用すること。
航空標識所	航空無線標識施設及び航空無線通信施設を保存し、及び運用すること。

- 2 航空保安事務所及び航空標識所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。
- 第五十九條の五 運輸大臣は、所要の左の上欄に掲げる機関を置く。その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。
- 一 航空運送事業の運営及び料金に關すること。
 - 二 航空運送事業に關する業務の監督に關すること。
 - 三 航空保安施設の建設、保存、運用及び管理に關すること。
 - 四 航空保安施設の改善のための調査、研究、試験及び試作に關すること。
 - 五 航空路の調査及び航空路誌の編集に關すること。
 - 六 航空路に掲げるものの外、航空の保安に關すること。
 - 七 前各号の事務を遂行するための左に掲げる事項
 - 八 機密に關すること。
 - 九 長官の官印及び庁印を保管すること。
 - 一〇 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
 - 一一 行政の考査を行うこと。
 - 一二 調査及び統計に關すること。
 - 一三 法令案の審査その他の法律に關すること。
 - 一四 航空に關すること。
 - 一五 海外事務に關すること。
 - 一六 職員に關すること。
 - 一七 職員の階級、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに職員の教養及び訓練に關すること。
 - 一八 職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。
 - 一九 経費及び収入の予算、決算及び會計並びにこれらの監査に關すること。
 - 二〇 行政財産及び物品を管理すること。
- (航空庁の機関)

食糧の輸入税を免除する法律（昭和二十二年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和二十五年」を「昭和二十六年」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

特別鑑査復旧特別会計法案

特別鑑査復旧特別会計法

（設置）

第一條 特別鑑査復旧臨時措置法（昭和二十五年法律第百七十六号以下「法」という。）による特別鑑査の復旧工事（以下「復旧工事」という。）に關し、政府の行う鑑査権者等からの納付金等の徴収及びその納付金等を財源とする復旧工事の費用の負担のための支出に關する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二條 この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三條 この会計においては、法第二十四條第一項の規定による納付金、法第二十三條第二項の規定による受益者負担金、法第二十六條の規定による寄附金、法第二十八條第一項の規定による返納金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、法第二十七條の規定による復旧工事に要する費用の負担のための交付金その他の諸費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予算計算書の作成及び送付）

第四條 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第五條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第六條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

（前項の予算には、第四條に規定する歳入歳出予算計算書を添付しなければならない。）

（余裕金の預入）

第七條 この会計において、支拂上現金に余裕があるときは、これを大蔵省預金部に預け入れることができる。

（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）

第八條 通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

（前項の歳入歳出決算には、前條に規定する歳入歳出決定計算書を添付しなければならない。）

（剰余金の繰入）

第十條 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これをその

翌年度の歳入に繰り入れるものとす。

（支出未済額の繰越）

第十一條 この会計において、支拂義務が生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

（通商産業大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。）

（第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。）

（実施規定）

第十二條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、特別鑑査復旧臨時措置法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百七十六号）施行の日から施行する。

特別鑑査復旧特別会計法案（内閣提出）に關する報告書

（最終号の附録に掲載）

未復員者給與法の一部を改正する法律案

未復員者給與法の一部を改正する法律

未復員者給與法（昭和二十二年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「三百円」を「千円」に改める。

第八條第一項中「千七百円」を「二千二百円」に、「千五百円」を「三千円」に改める。

第八條の第三項中「千五百円」を「三千円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行し、第八條第一項の改正規定は、この法律施行前に未復員者が死亡した場合であつても、その遺骨の引取がこの法律施行後に行われるものに關して、適用する。

未復員者給與法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年十二月六日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎殿

未復員者給與法の一部を改正する法律案（参議院提出）に關する報告書

（最終号の附録に掲載）

（夏堀三郎君登壇）

○夏堀三郎君 たいだいま議題となりました食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案が提出されました趣旨は、わが国現下の食糧事情にかんがみて、米麦等の主要食糧に対する輸入税をな

お一年間免除することとしたそうとするものであります。

この法案は、十一月二十五日、本委員会に付託され、二十七日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、同日及び本十二月五日の二回間にわたり質疑を行い、要綱統制撤廃の構想、撤廃後の麦価維持策、輸入税免除の農民に対する圧迫の有無等の質疑に對して、政府委員よりそれ／＼答弁があつたのであります。その詳細に關しては速記録に譲ることいたします。

次いで質疑を打ち切し討論に入りまし

たところ、自由党を代表して小山委員

は賛成の意見を述べられ、社会党を代

表して田中委員、共産党を代表して竹

村委員はそれ／＼反対の意見を述べられ

ました。次いで採決に入り、起立多数を

もつて本案は原案の通り可決されました。

次いで特別鑑査復旧特別会計法案に

ついて、大蔵委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法案は、特別鑑査復旧臨時措置法の一部改正に伴ひまして、同法による特別鑑査の復旧工事に關し、政府の行う鑑査権者等からの納付金の徴収及びその納付金等を財源とする復旧工事の費用の負担のための支出に關する経費を明確にするために特別鑑査復旧特別会計を設置しようとするものであります。すなわち、従来は特別鑑査復旧工事に關する納付金等の徴収及び復旧工事の費用の負担のための支出等の経理は特別鑑査復旧臨時措置法に規定する特別鑑査復旧公社において行うこととなつていたのであります。今同法を改正して特別鑑査復旧公社を廃止し、特別会計においてその業務を引継ぐこととなつたのであります。従ひまして、特別鑑査復旧臨時措置法に規定する納付金、受益者負担金、寄附金、返納金及び付屬雑収入をもつて歳入とし、同法の規定による復旧工事に要する費用の負担のための交付金その他の諸費をもつて歳出としたしまして、これらに關する政府の経理を明確にいたしましたとともに、この会計の予算及び決算の作成及び提出に關する手続規定等、特別会計に必要な措置を規定いたしましたのであります。

（議長退席、副議長登壇）

以上がこの法案の内容並びに提出になりました趣旨であります。この法案は、十二月二日、本委員会に付託さ

れまして、同日政府委員より提案理由の説明を聴取し、同五日通商産業委員会と連合審査会を開き、各委員より質疑を行つた後、本六日討論に入り、代表として、宮崎委員は日本共産党を代表して、田中委員は社会党を代表してそれぞれ賛成の意を表されました。次いで採決いたしましたところ、起立議員をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に未復員者給與法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案は、現在の経済事情にかんがみ、未復員者及びその遺族の生活の安定に資するため、未復員者に支給する俸給月額三百円を千円に、遺骨引取り旅費千七百円を二千二百円に、遺骨埋葬費千五百円を三千円にそれぞれ引上げようとするものであります。

本案は、去る二日、予備審査のため本委員会に付託され、同日、提出者内村清次参議院議員より提案趣旨の説明を聴取し、さらに海外同胞引揚に關する特別委員長若林義孝君より意見を聴取し、本六日、討論を省略して採決いたしましたところ、起立議員をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) まず食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長の報告の通り可決いたしました。

次に特別鑑査復旧特別会計法案外一

件を一括して採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

この際暫時休憩いたします。

午後五時四十分休憩

午後五時四十八分開議

○副議長(岩本信行君) 休憩前に引続き會議を開きます。

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(岩本信行君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、裁判所法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案、民事訴訟法等の一部を改正する法律案、右三案を一括議題となし、この際委員長若林義孝君より意見を聴取し、本六日、討論を省略して採決いたします。

○副議長(岩本信行君) 議長若林君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

裁判所法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案、民事訴訟法等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題としたします。委員長若林君の報告を求めます。法務委員長安部俊吾君。

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法(昭和二十二年法律第五十

九号)の一部を次のように改正する。

第十九條に次の一項を加える。

前項の規定により当該高等裁判所の

のさし迫つた必要をみたすことがで

きない特別の事情があるときは、最

高裁判所は、他の高等裁判所又はそ

の管轄区域内の地方裁判所若しくは

家庭裁判所の判事の職務を行わせる

ことができる。

第二十八に次の一項を加える。

前項の規定により当該地方裁判所

のさし迫つた必要をみたすことがで

きない特別の事情があるときは、最

高裁判所は、その地方裁判所の所在

地を管轄する高等裁判所以外の高

裁判所の管轄区域内の地方裁判所、

家庭裁判所又はその高等裁判所の裁

判官に当該地方裁判所の裁判官の職

務を行わせることができる。

第三十三條第一項第一号中「五千

円を三万円」に、同條同項第二号

中「又は刑法第二百三十五條の罪若

しくはその未遂罪」を、刑法第二百

十六條の罪、同法第二百三十五條の

罪若しくはその未遂罪又は同法第

二百五十二條若しくは第二百五十六

條の罪」に、同條第二項中「刑法第

二百三十五條の罪若しくはその未遂

罪」を刑法第二百三十五條の罪若しくは

その未遂罪、同法第二百八十六條の

罪、同法第二百三十五條の罪若しく

はその未遂罪、同法第二百五十二

條、第二百五十四條若しくは第二百

五十六條の罪、古物営業法(昭和二

十四年法律第八号)第二十七條乃至

第二十九條の罪若しくは質屋営業

法(昭和二十五年法律第五十八号)に

改める。

第三十六條に次の一項を加える。

前項の規定により当該簡易裁判

所のさし迫つた必要をみたすこと

ができない特別の事情があるときは

は、その簡易裁判所の所在地を管

轄する高等裁判所は、同項に定め

る裁判官以外のその管轄区域内の

簡易裁判所の裁判官又は地方裁判

所の判事に当該簡易裁判所の裁判

官の職務を行わせることができる。

附則

1 この法律のうち、第三十三條の

改正規定は公布の日から起算して

三十日を経過した日から、その他

の規定は公布の日から施行する。

2 第三十三條の規定の施行前に地

方裁判所に訴又は公訴の提起があ

つた事件については、同條の改正

規定にかかわらず、なお従前の例

による。

裁判所法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

刑事訴訟法施行法の一部を改正す

る法律案

刑事訴訟法施行法の一部を改正す

る法律

刑事訴訟法施行法(昭和二十三年

法律第二百四十九号)の一部を次の

ように改正する。

第二條中「新法施行後も、」の下に

「この法律及び裁判所の規則に特別

の定があるものを除いては、」を加え

る。

第三條中「前條の規定にかかわら

ず、」を削り、同條の次に次の一條を

加える。

第三條之二 第二條の事件で最高裁

判所が上告裁判所であるもの(応

急措置法第七條の規定により最

高裁判所が上告裁判であるものを

除く。の上告については、新法第三

百

六十八條から第三百七十一條まで

(上訴費用の補償)、第四百五條(上

告理由)、第四百六條(上告審として

の事件受理)、第四百八條(審問

審理)、第四百九條(被告人の召喚

不受理)、第四百十條及び第四百十

一條(假令の判決)、第四百十五條

から第四百十七條まで(訂正の判

決)、第四百十八條(判決の確定)

並びに第四百十四條において準用

する第三百七十三條(上訴の提起

期間)及び第三百七十六條(上訴

趣意書)の規定を適用する。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

附則

1 この法律は、公布の日から起算

して二十日を経過した日から施行

する。

2 この法律の施行の際現に最高裁

判所に係属している事件及び最高

裁判所への上告の提起期間内にあ

る事件については、その上告審に

限り、第三條之二の規定は、適用

しない。

刑事訴訟法施行法の一部を改正

する法律案に対する修正案

刑事訴訟法施行法の一部を改正す

る法律案の一部を次のように修正

する。

第二條の改正規定を削る。

第三條の改正規定中「第三條中「前

條の規定にかかわらず、」を削り、同

條の「を」第三條之二に改める。

第三條之二 「上告については、」

の下に「第二條の規定にかかわら

ず、」を加える。

第十三條の改正規定を削る。

刑事訴訟法施行法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

第二項の改正規定及び第三條の規定は、裁判所法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第一〇号)の公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第一條の各規定による改正後の民事訴訟法は、それぞれその規定の施行前に生じた事項にも適用する。但し、従前の民事訴訟法によつて生じた効力を妨げない。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(附録に掲載)

す。そのためには、抜本的な対策を樹立し、制度の全般にわたつて徹底的な検討を加える必要があり、さしあたり緊要と認められる事項を取上げ必要を改正を加へようとするものであります。改正の要点を簡単に申し上げます。

第一に、下級裁判所の裁判官の職務を代行する裁判官の範囲を拡張してその機動力を発揮するため、裁判所法第十九條、第二十八條、第三十一條の五及び第三十六條に所要の改正を加へようとするものであります。第二は、簡易裁判所の事務管轄の拡張に関するものであります。現在簡易裁判所は、民事につきましては訴訟物の価額五千元を越えない請求につき裁判権を持つておりますが、その後の物価騰貴等を考慮に入れまして、その裁判権を訴訟物の価額三万円を越えない請求にまで拡張するとともに、刑事につきましても、現在窃盗罪等につき三年以下の懲役を科することができることになつておりますので、住居侵入罪、横領罪等にも下級裁判所の裁判権を拡張して、もつて下級裁判所における事務の負担の調整をはかり、審理の促進に資せんとするものであります。以上が裁判所法の一部を改正する法律案の提案の要旨であります。

次に、刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

この改正案におきましては、まず第一に、旧刑事訴訟法の事件の処理について裁判所規則を制定し、これにより訴訟の審理促進をはかることとしております。第二に、最高裁判所における旧法事件の処理については上告手続に特別を設け、上告理由を審理するなどの主要部分について新法の規定を適用しようとするものであります。これによつて最高裁判所は多数に上る旧法事件の負担を軽減し、その余力を憲法違反の解釈や法令解釈の統一の方向に向けようというわけであり、最後は民事訴訟法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案も審理の促進をはかることを目的とするものであります。改正案の要点は、第一に、簡易裁判所の事務管轄を拡張しようとするのに伴ひまして民事訴訟法第二十二條及び民事訴訟法用印紙法中の関係規定を整理し、第二に、準備手続を終了した口頭弁論期日の変更を制限すること等であり、以上が提案の理由及び内容の説明であります。

さて当委員会におきましては、これらの法案はいずれも訴訟の促進を目的とするものでありますので、一概議題として審議したものであります。が、権限の拡張を受ける簡易裁判所の特別任用判事の審理能力ないしは教養訓練の問題、労働争議に関連する住居侵入事件の管轄の問題、法律と最高裁判所規則との効力関係、被告人の不利となる場合の救済方法、集中審理及び準備手続期日変更制限に関する実上の運用問題等については連日活発な質疑が集中されたのであります。その詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで、十二月六日討論に入り、したが、刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案につきましては、共産党を除く各党の共同提案による修正案が提出されました。その要旨は、政府原案第二條によれば、旧法事件に関する定めを無制限に裁判所の規則に委任する結果となり、憲法第三十一條の精神に反する、すでに現行の刑事訴訟法施行法第十三條の規定により、裁判所は旧法事件の処理について必要な事項を規則をもつて定めることができるのである

つて、これに加えて前記第二條のごとき規定を設ける必要を認めない、よつて第二條を削除し、現行第十三條を存続せしめようとするのであります。

右は討論の結果、修正案及び修正部分を除く原案は共産党を除く多数をもつて可決され、よつて本案は修正可決されました。

次に裁判所法の一部を改正する法律案及び民事訴訟法等の一部を改正する法律案につきまして、自由党、国民民主、社会党から賛成の討論があり、裁判所法の一部を改正する法律案については全会一致をもつて政府原案通り可決され、民事訴訟法等の一部を改正する法律案につきましては共産党から反対の討論があり、採決の結果、多数をもつて可決された次第であります。

右御報告申し上げます。

○副議長(岩本信行君) 民事訴訟法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認め可決いたしました。

次に、刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案外一件を一括して採決いたします。刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案の委員長の報告は修正でありまして、民事訴訟法等の一部を改正する法律案の委員長の報告は可決であり、両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

官報外 昭和二十五年十二月七日 衆議院會議録第十号 裁判所法の一部を改正する法律案外二件

官報外 昭和二十五年十二月七日 衆議院會議録第十号 裁判所法の一部を改正する法律案外二件

官報外 昭和二十五年十二月七日 衆議院會議録第十号 裁判所法の一部を改正する法律案外二件

官報外 昭和二十五年十二月七日 衆議院會議録第十号 裁判所法の一部を改正する法律案外二件

国立学校設置法等の一部を改正する法律案（内藤友明君外三十六名提出）

○副議長（岩本信行君） 御異議ありませんか。
○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられしした。
国立学校設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員会理事岡延右エ門君。

国立学校設置法等の一部を改正する法律案
国立学校設置法等の一部を改正する法律
第一條 国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第九條中
「熊本電波
高等学校」熊本県

熊本電波 高等学校	熊本県
富山商船 高等学校	富山県
鳥羽商船 高等学校	三重県
大島商船 高等学校	山口県
広島商船 高等学校	広島県
弓削商船 高等学校	愛媛県

附則第十三項の次に次の四項を加える。

14 第九條に規定する富山商船高等学校は、鳥羽商船学校を、大島商船高等学校は大島商船学校を、広島商船高等学校は広島商船学校を、弓削商船高等学校は弓削商船学校をそれぞれ包括するものとする。

15 前項の商船高等学校は、それぞれその包括する学校の課程を存置するものとし、それらの課程の履修、卒業及びそれらの課程を担当する教職員等の身分等に關する事項については、なお従前の例により取り扱うものとする。この場合においては、第四項の規定を準用する。

16 第十四項の商船高等学校に包括される学校に置かれる職員の定員は、それぞれその学校を包括する商船高等学校の職員の定員に含まれるものとする。

17 昭和二十六年三月三十一日現在において、富山商船学校、鳥羽商船学校、大島商船学校、広島商船学校又は弓削商船学校の職員である者は、別に辞令を発せられないときは、昭和二十六年四月一日に文部大臣によつて、それぞれ同一の職務の紙及び俸給の号をもつて当該学校に置かれる相当官職に任命されたものとする。

（別表第二）中
「熊本電波
高等学校」五二人

熊本電波 高等学校	五二人
富山商船 高等学校	五五人
鳥羽商船 高等学校	五五人
大島商船 高等学校	五五人
広島商船 高等学校	五五人
弓削商船 高等学校	五四人

第二條 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中

文部省 文化財保護 委員会	本 省 六三、八八四人 文化財保護 委員会 四一〇人 計 六四、二九四人	うち、六二、 一八〇人は、 国立学校の職 員とする。
---------------------	---	-------------------------------------

運輸省 海運審判 庁	本 省 一五、六五八人 海運審判 庁 八、六六三人 計 二四、四六五人	を
------------------	--	---

運輸省 海運審判 庁	本 省 一五、三八五人 海運審判 庁 八、六六三人 計 二四、一九二人	に改める。
------------------	--	-------

第三條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九條中「商船学校」を削る。

第三十五條 附則
第三十六條第一項中「商船学校」を「商船高等学校」に改める。

附則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内藤友明君外三十六名提出）に關する報告書
（最終号の附録に掲載）

（岡延右エ門君登壇）

○岡延右エ門君 ただいま議題となりました国立学校設置法等の一部を改正する法律案について、文部委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案は内藤友明君外三十六名の議員提出にかかるとものでありまして、その目的とするところは、現在運輸省の直轄になつてゐる五つの商船学校を、学校教育法に基く国立の商船高等学校として文部省の所管に移すこととするものであります。先般アメリカ第二次教育使節団のマツカーサー元帥に提出された報告書の中にも「現在、他省によつて実行されている教育機構にすべからずこれを文部省に移管すべきである」と示されてあります通り、元來新教育の体系は学校教育法の原則によるべきであります。先般旧制高等商船学校は商船大学として文部省の所管に切りかえられましたが、商船学校のみは依然として旧來のままに取残されておつたのであります。しかもこれら五つの商船学校につきましては、当初文部省所管であつたのであります。戦時中、海軍省の要請に基き、その補助機関としての船員の養成のために通信省所管に切りかえられたもので、教育本來の建前よりいたしましても當然学校教育の体系の中に復歸するべきものであります。以上が本案提出の趣旨であります。

本案は、去る十二月一日文部委員会に付託になつたものでありまして、昨五日提案理由の説明を聴取した後、ただちに質疑に入り、本日まで二日間にかたり、各委員よりきわめて熱心なる

質疑があり、提案者及び文部、運輸両當局より適切な答弁がございましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、本法案に対する質疑を終局し、討論を省略して、ただちに採決いたしました結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

船員保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(岩本信行君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、船員保険法等の一部を改正する法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

船員保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事青柳一郎君。

船員保険法等の一部を改正する法律案

但シ国又は地方公共団体ニ使用セラルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條第三項中「第一項ノ申請ヲ為シタル者ガ初テ納付スベキ保険料ニ付第二十一條第一項第二号ニ掲グル事實アリタルトキ」を「第一項ノ申請ヲ為シタル者ガ初テ納付スベキ保険料ヲ納付シタルニ依リ期限迄ニ保険料ヲ納付セザルトキ」に改める。

第二十一條第一項中「至リタルトキハ」を「至リタル日ノ翌日(第三号ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日)ヨリ」に、同項各号を次のように改め、同條第二項を削る。

一 死亡シタルトキ

二 第十七條ノ規定ニ依リ被保險者タリシ期間ト前條ノ規定ニ依リ被保險者タリシ期間トヲ合算シテ十五年ニ達シタルトキ

三 第十七條ノ規定ニ依リ被保險者トナリタルトキ

四 被保險者ノ資格ヲ喪失セントスル申請ヲ為シタルトキ

五 保険料(初メテ納付スベキ保険料ヲ除ク)ヲ滞納シ第十ニ條第一項ノ規定ニ依リ指定ノ期限迄ニ其ノ保険料ヲ納付セザルトキ

第二十三條ノ六の次に次の二條を加ふる。

第二十三條ノ七 第二十三條ノ二、第二十三條ノ四乃至前條又ハ第二十七條ノ二ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クベキ遺族ニ同順位者ガ二人以上在ル場合ニ於テハ其ノ保險給付ハ其ノ人数ニ依リ等分シテ之ヲ支給ス

又ハ遺児年金ハ其ノ人数ニ依リ等分シテ之ヲ支給ス

第二十七條ノ三第二項を次のように改める。

本章ニ於テ最終標準報酬月額トハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ喪失トナリ又ハ職務上ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ遺族又ハ死亡ノ原因トナリタル疾病又ハ負傷ノ発シタル日、第十一條第一項ノ規定ニ依リ死亡シタルモノト推定セラルル場合ニ於テハ船舶ガ滅失若ハ沈没シタル日又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ船舶ガ滅失シタルモノト推定セラルル日、同條第三項ニ於テ適用スル同條第一項ノ規定ニ依リ死亡シタルモノト推定セラルル場合ニ於テハ本人ガ行方不明トナリタル日ノ属スル月ノ標準報酬月額ヲ謂フ

第二條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三條中「五倍」を「十倍」に改める。

附則第四條から第六條までを次のように改める。

第四條から第六條まで 削除

附則

1 この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。但し、第二條中船員保険法の一部を改正する法律附則第三條の改正規定及びこの法律の附則第五項の規定は、昭和二十六年二月一日から施行する。

2 第四條の規定の適用については、当分の間、三千二百五十円未満の報酬月額は、三千二百五十円以上三千七百五十円未満の報酬月額とみなす。

3 保険料率は、当分の間、第五十九條第四項の規定にかかわらず、左の通りとする。

一 第十七條の規定による被保險者であつて、第三十三條ノ三第二項各号に該当しないことによつて失業保険金の支給を受けることができるものについては、千分の百六十

二 第十七條の規定による被保險者であつて、第三十三條ノ三第二項各号の一に該当することによつて失業保険金の支給を受けることができるものについては、千分の百四十

4 前項に規定する保険料率によつて計算した保険料額の負担割合は、当分の間、第六十條第一項の規定にかかわらず、左の通りとする。

一 第十七條の規定による被保險者であつて、第三十三條ノ三第二項各号に該当しないことによつて失業保険金の支給を受けることができるものについては、被保險者において百六十分の四十八、船舶所有者において百六十分の百十二

二 第十七條の規定による被保險者であつて、第三十三條ノ三第二項各号の一に該当することによつて失業保険金の支給を受けることができるものについては、被保險者において百四十分の三十八、船舶所有者において百四十分の百二

5 職務外の事由による發疾に係る障害年金であつて、船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三十三号)の施行の日(昭和二十二年十二月一日)前の標準報酬に基いてその額を計算したものの額は、同附則第二條又は第四十一條第一項第二号の規定にかかわらず、従前の額の十倍に相当する額とする。

船員保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔青柳一郎君質疑〕

○青柳一郎君 船員保険法等の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現在なお十二万に上る船員の福祉をはかつております船員保険法につきましては、社会経済状態の変遷に際しては、最近の船員保険事業の実績に徴し、その保険財政の不均衡の是正並びに保険給付の充実をはかることと、他の関係法令との調査のため所要の改正を行おうとするのが、政府の本案提出の理由であります。

その内容のおもな点を申し上げますれば、第一は、標準報酬月額が現在最低二千円であるのを、当分の間三千五百円に引上げ、最近における船員の給與の実態に即応せしむることと、適正な保険給付と保険経済の安定に資せんとするものであります。

第二は保険給付の改善であります。昭和二十二年十二月前に発生した障害年金及び遺族年金の額は、職務上の事由によるものについては昭和二十三年九月から五倍に増額されておりますが、今回さらに倍に二倍に引上げ、さらに職務外の事由による障害年金は、財政上の理由により現在なおすえ置かれておりますのを、このたび職務上の分と同様にするため従前の十倍まで増額し、最近の経済情勢に即応せしめようとするものであります。次に船舶が滅失または沈没し、船員が行方不明となつた場合、三箇月後に死亡を推定し、保険の給付を行うことになつてゐるものであります。この場合の給付は、その海難のあつた日の属する月の標準報酬月額によつて算定することとを明文化して、法律関係を明確にいたしております。

第三は保険料率の改正であります。各種類の保険給付を受ける者については千分の百三十を千分の百六十に、失業保険金を受けない者について

が、各種類の保険給付を受ける者については千分の百三十を千分の百六十に、失業保険金を受けない者について

は千分の百十を千分の百四十に引上げることとして、最近における医療費及び受診者の増加等による医療給付費の著しい増加に對照し、保険財政の均衡を保持せんとするものであります。その他任意継続被保険者の資格に関する規定と、年金、一時金の受給者に関する規定と、年々ある場合において、その人数によつて等分して支給する規定とについて、厚生年金保険法等の規定と同様に、その改正をしようとするものであります。

本改正案は、本月一日、本委員会に付託せられ、厚生大臣より提案理由の説明を聴取し、大い、四、五両日の委員会において審議に入り、慎重なる質疑応答を重ねたのであります。その内容は速記録について御承知願ひたいと思ひます。

かくて、五日質疑を打ち切り、本日の委員会において討論に入り、自由党を代表して青柳委員より賛成意見の開陳があり、国民民主党を代表して金子委員、共産党を代表して高田委員より、さらに松谷委員よりそれぞれ反対意見の開陳がありました。

大い、採決に入りましたところ、本案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決した次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長の報告通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)
明日は定刻より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。
午後六時六分散会

厚生省保険局長 安田 巖君
航空保安庁長官 松尾 静雄君
〔朗読を省略した報告〕
一、昨五日内閣を經由して地方財政委員会委員長長野村秀雄君から昭和二十五年度における地方財源追加増額に関する修正意見書を受領した。
一、昨五日幣原議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員、任命することをお願いした。
大蔵省理財局長 酒井 俊彦
一、吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、去る一日、四日及び昨五日それぞれ議長において承認した佐々木義武、辻田力外一名及び酒井俊彦を本日政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、昨五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 高間 松吉君
人事委員 井上信貴男君
大野 伴陸君
加藤隆太郎君
田中 重雄君
星島 二郎君
吉米地英俊君
吉米地英俊君
地方行政委員 小西 英雄君
法務委員 牧野 實策君
外務委員 風早八十二君
大蔵委員 坂本 實君
江崎 真澄君
吉米地英俊君
松田 鐵藏君
川野 芳滿君
田中 重雄君
星島 二郎君
文部委員 佐藤 重雄君
佐藤 重雄君
圓谷 光衛君
林 百郎君
厚生委員 渡部 義通君
水産委員 通商産業委員 宮崎 靖君
運輸委員 砂間 一良君
電気通信委員 中西伊之助君

川野 芳滿君 久野 忠治君
労働委員 島田 末信君 吉武 惠市君
建設委員 池田 峯雄君
経済安定委員 金光 義邦君
予算委員 佐藤 重雄君 坂本 泰良君
本多 市郎君 高田 富之君
川上 貫一君 田中 不誠三君
決算委員 淺沼相次郎君 武藤運十郎君
議院運営委員 三宅 正一君 田中 啓一君
懲罰委員 久野 忠治君 佐久間 徹君
吉武 惠市君 佐久間 徹君
久野 忠治君 佐久間 徹君
吉米地英俊君 田中 重雄君
田中 重雄君 星島 二郎君
地方行政委員 圓谷 光衛君
法務委員 小澤佐重君
外務委員 川上 貫一君 高田 富之君
大蔵委員 川野 芳滿君 島田 一郎君
田中 啓一君 田中 重雄君
田中 重雄君 星島 二郎君
宮崎 靖君 高間 松吉君
佐藤 重雄君 田中 不誠三君
佐久間 徹君 吉米地英俊君
西村 直己君 井上信貴男君
文部委員 小野 芳滿君 鹿野 孝吉君
川野 芳滿君 坂本 泰良君
小西 英雄君 渡部 義通君
厚生委員 圓谷 光衛君 池田 峯雄君
林 百郎君 松田 鐵藏君
水産委員 通商産業委員 中西伊之助君
運輸委員 砂間 一良君
電気通信委員 江崎 真澄君 加藤隆太郎君
労働委員

今村長太郎君 大野 伴陸君
建設委員 林 百郎君
経済安定委員 西村 久之君
予算委員 松本 一郎君 川端 佳夫君
田中 啓一君 水谷長三郎君
横田基太郎君 風早八十二君
田中 啓一君 田中 啓一君
議院運営委員 田中 鐵之進君 三宅 正一君
赤松 勇君 坂本 實君
懲罰委員 一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
一百、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。

受領した。
一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
二十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
三十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
四十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
五十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
六十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
七十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
八十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十二、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十三、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十四、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十五、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十六、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十七、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十八、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
九十九、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。
一百、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。